

国土動第133号
令和2年3月18日

各不動産関連団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）について下記1.のように改正を行い、令和2年10月1日から施行することとしたので、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知を行われたい。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

宅地建物取引士証の記載事項（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。）第14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）等を踏まえ、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される旨、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について所要の改正を行う。